

当院は厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保健医療機関です。

患者さんのご負担による付添看護は認められておりません。入院中の看護は、看護師がいたしますのでご了承ください。

●入院基本料に関する事項

当院看護体制について、【一般病棟障害者施設等入院基本料】10対1の許可を受けており、常時入院患者様10人に対して1人以上の看護師を配置しています。医師は常勤換算で3名おります。

●医療業務に関する事項

①褥瘡対策

褥瘡対策を検討し、効率的な推進を図るため褥瘡対策委員会を設置しております。

②院内感染防止対策

院内感染を防止するに十分な設備を有し、院内感染対策委員会を設置しております。

院内感染状況の把握、職員の感染防止をおこない、院内感染対策を目的とした職員研修を実施しています。

③医療事故防止対策

患者様に安全な医療を提供するために、医療事故防止対策委員会を設置してより実効性のある医療安全対策実施や計画的な職員研修を実施しています。

●適切な意思決定支援の指針に関する事項

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めております。

●身体拘束最小化の取り組みに関する事項

当院では、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束を行わない取組を行っております。